

佐渡市町並み景観整備支援事業
【内部改装】事業対象・対象外 一覧

事業対象	
天井	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事 ・下地（石膏ボード、下地用合板、野縁、吊木等） ・仕上げ（塗装、クロス、格縁、竿縁、廻縁等）
内壁 ※欄間や床の間含む	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事 ・下地（石膏ボード、下地用合板、胴縁、間柱、木摺、小舞等） ・仕上げ（塗装、漆喰、砂壁、クロス等）
床・土間	<ul style="list-style-type: none"> ・断熱工事 ・仕上げ（フローリング、縁甲板、畳等） ・土間コンクリート（既存がコンクリートの場合の復旧のみ対象）
構造	<ul style="list-style-type: none"> ・構造耐力上必要な工事（小屋組、柱、斜材、土台、床組、胴差等）
そのほか	<ul style="list-style-type: none"> ・欄干、手摺（新築時からある場合の復旧または活用のために必要で新設する場合のみ対象。新設の際は可逆性のある工法を用いること） ・便所工事 ・電気配線、スイッチ、コンセント ・水道配管（宅内）、下水配管（宅外） ・敷居、鴨居、建具（引き戸、開き戸、障子等）
事業対象外	
<ul style="list-style-type: none"> ・水道配管（宅外）、下水配管（宅外）、雨水配管（宅内、宅外）、浄化槽工事 ・申請手続き代行（東北電力等）、上下水道加入金 ・照明器具、換気扇、システムキッチン、IH ヒーター・ガスコンロ、食器洗い機、ユニットバス、浴槽、洗面台、カーテン、ブラインド ・太陽光発電、エネファーム、ボイラー（電気、ガス、石油等）、冷暖房機（エアコン、蓄熱暖房機等）、テレビアンテナ ・仮設工事（足場、養生等）※補助対象工事に係る足場工事は補助対象 ・解体工事、廃材処理 ・設計監理料 	

※標準的なものを対象とするため、過剰な部分は差額を対象外とします。

※事業対象となっている工事項目であっても、協議の結果、歴史的建造物の保存・活用の趣旨から大きく外れると判断できる場合、対象外とさせていただくことがありますので、ご了承ください。

上記以外については問合せ願います。